

長介保第 307 号
平成 23 年 6 月 24 日

関 係 各 位

長崎市介護保険課長
松本 章
(公印省略)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について（通知）

標記の件につきまして、別添のとおり通知いたしますので、ご確認ください。

別添内容

1. 「洋式便器等への便器の取替え」の取扱いについて
2. 住宅改修支給申請における注意事項
 - ① 事前確認前の住宅改修施工について
 - ② 有資格者が「住宅改修にかかる理由書」を作成する場合について
 - ③ 認定審査中の被保険者が住宅改修を行う場合の手続きについて
 - ④ 住宅改修費の支給が決定される前の新たな事前申請について

長崎市福祉保険部
介護保険課
担当：田中
電話：095-829-1163
FAX：095-829-1250

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請について

1. 「洋式便器等への便器の取替え」の取り扱いについて

現行取扱い

立ち上がり困難など身体的要因による和式便器から洋式便器への取替え工事を行う場合、洗浄便座一体型便器の設置について支給対象とする。

追加取扱い

当該工事について、本人の身体状況から有用と判断される場合は、洋式便器と洗浄便座をあわせて設置する場合についても洗浄便座一体型便器の設置とみなす。

この取扱いは平成 23 年 7 月 1 日以降受付の事前申請より適用します。

2. 住宅改修支給申請における注意事項

最近の事例により、特に注意を喚起する必要があると思われるものについて通知しますので、確認してください。

① 事前確認前の住宅改修施工について

介護保険における住宅改修の手続きは、介護保険法施行規則第 75 条(第 94 条)第 1 項により、事前申請を行うことが定められています。

事前確認前に行った住宅改修については支給の対象外となりますので、施工については事前確認証等が手元に届いた後に行ってください。

② 有資格者が「住宅改修にかかる理由書」を作成する場合について

長崎市においては、介護支援専門員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者及び介護予防支援事業所で就労する介護予防支援計画作成担当者に対し、「住宅改修にかかる理由書」の作成を認めているところです。

しかし、基本的に「住宅改修にかかる理由書」の作成は居宅サービス計画の作成者が行います。居宅サービス計画の作成者以外が当該書類の作成を行う場合は、居宅サービス計画の作成者と十分に連絡調整を行ってください。(平成 12.3.8 老企 42「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」記-2-(1)-②より)

③ 認定申請中の被保険者が住宅改修を行う場合の手続きについて

介護保険の住宅改修費支給は介護保険法第45条（第57条）第1項により要介護（要支援）の認定を持つ被保険者が住宅改修を行った場合を対象としており、認定がない状態で住宅改修を行った場合は支給対象となりません。

しかし、要介護（要支援）認定の発効日は認定申請日に遡ることから、長崎市においては、認定申請日以降であれば認定審査結果が出る前でも事前申請を受付け、事前確認を行っています。

その際の手続きについて、下記（ア）及び（イ）のと通りの取り扱いとしてきたところですが、あらためて確認してください。

- （ア） 認定審査結果が非該当の場合は、事前確認を受けていても支給対象とならず事後申請ができないため、住宅改修費用は全額自己負担になることを、事前に、利用者及びその家族等に説明し了承を得たうえで施工してください。
- （イ） 認定審査結果による要介護（要支援）の判定が出たことを確認した後、事後申請を行ってください。

④ 住宅改修費の支給が決定される前の新たな事前申請について

介護保険の住宅改修費支給申請は、事前申請により当該住宅改修が保険給付として適当であるかどうかの確認を行い、事後申請により保険給付の支給決定を行います。（平成12.3.8老企42「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」記-2-(1)より）

事後申請による支給決定の前に、新たな事前申請を行った場合は、「保険給付の対象となる住宅改修費の上限額（住宅改修費の残額）」が確定しない状況にあります。

については、「保険給付の対象となる住宅改修費の上限額」の正確を期するため、できるだけ事後申請による支給決定後に新たな事前申請を行うよう、お願いします。